

-03電気通信施設建設」及び「4132-09その他の土木建設」についても「公共事業」部門と同様、厳密に言えばアクティビティベースというよりも、むしろ事業所ベースの考え方に近い。すなわち、「建築」部門においては生産物（建築物）の観点から定義がなされているのに対して、「土木」部門では投資主体の観点から定義がなされている。

定義された投資主体以外の事業所が行った土木工事は、「4132-09その他の土木建設」部門に分類される。

列部門	4132-02	電力施設建設
行部門	4132-021	電力施設建設

(建設省)

9 電力株式会社、沖縄電力株式会社、電源開発株式会社、地方公営企業の行う電気事業、その他の電気事業者及び日本原子力発電株式会社の行う発・送・配電施設に関する構築物の建設工事を範囲とする。

なお、本部門には、取替補修工事も含める。また、自家発電については、設置許可(500kw以上)を受けているものだけが本部門に含まれる。

[生産物例示]

発・送・配電施設に関する構築物

列部門	4132-03	電気通信施設建設
行部門	4132-031	電気通信施設建設

(建設省)

第一種電気通信事業者の行う電気通信線路施設に関する構築物の建設工事を範囲とする。

なお、本部門には、取替補修工事も含める。

[生産物例示]

電気通信線路施設に関する構築物

[変更点]

国際電信電話株式会社の行うものは、60年表では「4132-09その他の土木建設」に含まれていたが、平成2年表において、本部門に変更。

列部門	4132-09	その他の土木建設
行部門	4132-099	その他の土木建設

(建設省)

他の部門に分類されない、以下に掲げる民間土木建設工事及び政府の行う公共事業以外の土木建設工事を範囲とする。

① 上・工業用水道：地方公営企業等の行う上水道、簡易水道、工業用水道に関する構築物の建設工事

② 土地造成：住宅・都市整備公団、地域振興整備公団、地方公共団体及び民間の行う土地造成工事
③ その他土木：地方公営企業及び民間の行うガス工事、地方公共団体の行う失業者就労事業のうち建設投資的工事、政府の行う駐車場整備工事及びその他上記以外の民間土木建設

[生産物例示]

上・工業用水道等に関する構築物、埋立・土地造成等の工事、ガスタンク・駐車場・ゴルフ場・競技場・遊園地・パイプライン等の建設工事及び民間の行う団地内区画道路・さん橋・堤防等の道路、河川等建設工事など

[変更点]

昭和60年表において、列・行部門「4132-09、-099その他の土木建設」に含まれていた国際電信電話土木建設工事を「4132-03、-031電気通信施設建設」に統合。

[注意点]

- ① 昭和60年表において、55年表の列・行部門「4009-90、4009-900その他の建設」を「4132-09、4132-099その他の土木建設」に名称変更。
② 下水道（地方公営企業の行う下水道に関する構築物の建設工事）については45年表まで本部門に入れていたが、事業の性格上公共事業として扱うべきであるので、50年表から、「4131-02河川・下水道・その他の公共事業」に含めることとした。

10 電力・ガス・水道

列部門	5111-01	事業用原子力発電
	5111-02	事業用火力発電
	5111-03	水力・その他の事業用発電
行部門	5111-001	事業用電力

(通商産業省)

日本標準産業分類の中分類36「電気業」のうち自家発電を除く活動を範囲とする。

なお、発電工程において発生するフライアッシュは副産物扱いとし、「0621-099その他の窯業原料鉱物」を競合部門とする。

[注意点]

昭和60年表において、列部門「5111-01事業用原子力発電」を、55年表の列部門「5110-19その他の事業用発電」から分割・持帰。また、列部門「5111-03水力・その他の事業用発電」は、55年表の列部門「5110-11事業用水力発電」と「5110-19その他の事業用発電」のうち原子力発電を除いたものを統合。

列部門	5111-04	自家発電
行部門	5111-041	自家発電

(通商産業省)

鉱工業部門などで最大出力500kw以上の発電設備を有し、常時発電をしており、電力を販売することを目的としない活動を範囲とする。

[注意点]

本部門は、「自家発電」という名称にかかわらず、自家部門としてではなく、独立したアクティビティとして部門が設定されている。

列部門	5121-01	都市ガス
行部門	5121-011	都市ガス

(通商産業省)

日本標準産業分類の中分類37「ガス業」の活動を範囲とする。

なお、石炭ガスの生産工程において発生する副生硫安、コークス、粗コールタール及び粗ベンゾールは副産物扱いとし、それぞれ「2011-021窒素質肥料」、「2121-011コークス」及び「2121-019その他の石炭製品」を競合部門とする。

列部門	5122-01	熱供給業
行部門	5122-011	熱供給業

(通商産業省)

日本標準産業分類の中分類38「熱供給業」の活動を範囲とする。

[注意点]

熱供給業とは、一般の需要に応じ、ボイラ、冷凍機等により発生させた蒸気、温水、冷水等を媒体とする熱エネルギー又は蒸気若しくは温水を導管により供給する事業所の活動である。地域暖冷房業、地域暖房業、蒸気供給業が該当する。

列部門	5211-01	上水道・簡易水道
行部門	5211-011	上水道・簡易水道

(厚生省)

日本標準産業分類の小分類391「上水道業」のうち、船舶給水業を除く活動を範囲とする。

[品目例示]

水道局(部)、水道事務所、浄水場、配水場、ポンプ場等の活動

[注意点]

① 本部門は、使用目的の如何を問わず、飲用に適する水の供給を行う活動(水道法に基づく水道用水供給事業、上水道事業及び簡易水道事業)が該当する。

② 船舶給水業については、「7179-02, 03水運付帯サービス」に含める。

列部門	5211-02	工業用水
行部門	5211-021	工業用水

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類392「工業用水道業」のうち、「工業用水道事業法」に基づき地方公共団体が製造事業所に対して工業用水の供給を行う活動を範囲とする。

[注意点]

地方公共団体以外の者が行う工業用水道事業(上水道を含む)及び「水道法」に基づき地方公共団体が行う上水道事業、簡易水道事業は「5211-01, -011上水道・簡易水道」に含まれる。

列部門	5211-03	下水道★★
行部門	5211-031	下水道★★

(経済企画庁)

日本標準産業分類の小分類393「下水道業」すなわち、下水道局(部)、下水処理場、下水出張所、下水ポンプ場の活動を範囲とする。

[注意点]

本部門は、汚水、雨水などの排水、終末処理を行う施設の経営活動とし、地方公共団体の行う公共下水道事業の範囲とする。したがって、この部門の行う活動は、汚水・雨水の流通目的で設置された排水管、排水路及びそのほかの付属装置(浄化施設など)をもって土地の清潔を保持することであり、じんかい、汚物などの処理を行う地方公共団体の活動は、「5212-01廃棄物処理(公営)」に含まれる。

列部門	5212-01	廃棄物処理(公営)★★
行部門	5212-011	廃棄物処理(公営)★★

(厚生省)

日本標準産業分類の中分類89「廃棄物処理業」のうち、地方公共団体による活動を範囲とする。

[品目例示]

し尿収集・処理、ごみ収集・処理、産業廃棄物収集・処理等の活動

[注意点]

従来、日本標準産業分類の細分類8999は「他に分類されない保健及び廃棄物処理業」となっていたが、昭和59年の改訂により、8899「他に分類されない保健衛生」及び8999「他に分類されない廃棄物処理業」に分割されたため、55年表まで本部門に含まれていた「他に分類されない保健」は、昭和60年表から「8311-04～06保健衛生」に移行した。

列部門	5212-02	廃棄物処理（産業）
行部門	5212-021	廃棄物処理（産業）

（厚生省）

日本標準産業分類の中分類89「廃棄物処理業」のうち、民営事業所による活動を範囲とする。

なお、地方公共団体の委託事業を含み、自家処理分は除く。
〔品目例示〕

し尿収集・処理、ごみ収集・処理、産業廃棄物収集・処理等の活動

〔注意点〕

従来、日本標準産業分類の細分類8999は「他に分類されない保健及び廃棄物処理業」となっていたが、昭和59年の改訂により、8899「他に分類されない保健衛生」及び8999「他に分類されない廃棄物処理業」に分割されたため、55年表まで本部門に含まれていた「他に分類されない保健」は、昭和60年表から「8311-04～06保健衛生」に移行した。

11 商業、金融・保険、不動産

列部門	6111-01	卸売
行部門	6111-011	卸売

（通商産業省）

日本標準産業分類の中分類49～51の「卸売業」及び52「代理商、仲立業」の活動を範囲とし、その生産額は、商業卸売マージン額である。

なお、農業協同組合、漁業協同組合、水産加工業協同組合及び森林組合の行う販売事業分、農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合連合会及び森林組合連合会の行う販売・購買事業分、食糧管理特別会計、アルコール専売事業特別会計、蚕糸砂糖類価格安定事業団、畜産振興事業団の活動を範囲に含む。

列部門	6112-01	小売
行部門	6112-011	小売

（通商産業省）

日本標準産業分類の中分類53～58「小売業」の活動を範囲とし、その生産額は、商業小売マージン額である。

なお、農業協同組合、漁業協同組合、水産加工業協同組合及び森林組合の行う購買事業分並びに構内売店、生活協同組合購買会の活動を含み、製造小売業のうちの製造活動部分は本部門の活動に含めずにそれぞれの製造業部門に含める。

〔注意点〕

製造小売の例：衣服小売業、菓子・パン小売業、豆腐小売業、家具小売業

列部門	6211-01	金融
行部門	6211-011	公的金融（帰属利子）
	6211-012	民間金融（帰属利子）
	6211-013	公的金融（手数料）
	6211-014	民間金融（手数料）

（大蔵省）

日本標準産業分類の中分類61「銀行・信託業」、62「農林水産金融業」、63「中小企業・庶民・住宅等特定目的金融業」から公益質屋事業、石油公団を除いたもの、64「補助的金融業、金融附帯業」、65「投資業」及び66「証券業、商品取引業」から宝くじ売りさばき業を除いたものの活動を範囲とする。

〔品目例示〕

日本銀行、都市銀行、地方銀行（第二地銀を含む）、信託銀行、長期信用銀行、在日外国銀行、郵便貯金、郵便為替、郵便振替、日本輸出入銀行、海外経済協力基金、日本開発銀行、北海道・東北開発金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、奄美群島振興開発基金、公営企業金融公庫、農林中央金庫、信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会、農業協同組合（信用事業）、漁業協同組合（信用事業）、農林漁業金融公庫、相互銀行、信用金庫、全国信用金庫連合会、信用協同組合、全国信用協同組合連合会、商工組合中央金庫、中小企業金融公庫、国民金融公庫、労働金庫、労働金庫連合会、住宅金融公庫、住宅金融専門会社、社会福祉・医療事業団、環境衛生金融公庫、日本私学振興財団、農林漁業信用基金、農業共済基金、漁業共済基金、短資会社、証券金融会社、中小企業信用保険金融公庫、全国信用保証基金、預金保険機構、農水産業協同組合貯金保険機構、東京中小企業投資育成特殊会社、名古屋中小企業投資育成特殊会社、大阪中小企業投資育成特殊会社、証券会社、証券投資信託委託会社、証券投資顧問会社、証券取引所

〔注意点〕

① 公的金融機関とは、中央銀行たる日本銀行、郵便貯金、資金運用部、産業投資、都市開発資金金融通の4特別会計と